

消費税課税取引の判定表

この判定表は、事業所得等の青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかの、およびその基準を示しています。実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

なお、判定が難しい場合や、さらに詳しく知りたい場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

消費税課税取引判定表（営業等所得・不動産所得用）

科 目	課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
売上（収入） 金額 (雑収入を含む)	△	<p>【非課税となるもの】 社会保険診療収入、商品券等の販売代金、土地売却代金、受取利息、住宅家賃</p> <p>【消費税の対象とならないもの】 保険金、国外取引収入、対価性のない補助金</p> <p>【免税となるもの】 輸出取引等収入</p>
売上原価	期首 商品棚卸高	×
	△	(注)
	仕 入 金 額	△
		土地購入代金、商品券等仕入代金、運送保険料
	小 計	
	期 末 商 品 棚 卸 高	×
		(注)
	差 引 原 価	
	差 引 金 額	
経費	租 税 公 課	▽
		事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体・商店会等の通常会費
	荷 造 運 費	△
		国際運賃
	水道光熱費	○
	旅 費 交 通 費	△
		海外渡航費・滞在費
	通 信 費	△
		国際通信・国際郵便料金
	広 告 宣 伝 費	△
		プリペイドカード等の購入費
	接 待 交 際 費	△
		慶弔費・餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
	損 喪 保 険 料	×
		全て課税仕入れになりません。
	修 繕 費	○
	消 耗 品 費	○
	減 價 償 却 費	×
		全て課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
	福 利 厚 生 費	▽
		健康保険料などの法定福利費、慶弔費(慰安旅行費等は課税仕入れ)
	給 料 賃 金	▽
		給料・賞与・退職金(通勤手当は課税仕入れ)
	外 注 工 賃	○
	利 子 割 引 料	×
		全て課税仕入れになりません。
	地 代 家 賃	△
		地代、住宅家賃
	貸 倒 金	×
		(注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
	支 払 手 数 料	△
		登記・免許・特許等の法令に基づく行政手数料
	雜 費	△
		損害賠償金
	計	
	差 引 金 額	
引当金等	貸 倒 引 当 金 繰 戻 し	×
	専 徒 者 給 与	×
	貸 倒 引 当 金 繰 入 れ	×
青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額		
青 色 申 告 特 別 控 除 額	×	
所 得 金 額		

注 平成 29 年が免税事業者であった場合、もしくは平成 31 年（2019 年）に免税事業者となる場合には、消費税の調整額の計算が必要です。

判定表の記号の意味は、次のとおりです。

○ 課税売上げ（仕入れ）になるもの

× 課税売上げ（仕入れ）にならないもの

△ 大部分は課税売上げ（仕入れ）になるが、課税売上げ（仕入れ）にならないものもあるもの

▽ 大部分は課税売上げ（仕入れ）にならないが、課税売上げ（仕入れ）になるものもあるもの

消費税課税取引判定表（農業所得用）

科 目	課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
収入金額	販 売 金 額	△
	家事消費	○
	事業消費	▽
収入金額	雜 収 入	△
	農産物の期首棚卸高	
	期末	
	計	
経費	租 税 公 課	▽
	種 苗 費	△
	素 畜 費	△
	肥 料 費	△
	飼 料 費	△
	農 具 費	○
	農 藥・衛 生 費	○
	諸 材 料 費	○
	修 繕 費	○
	動 力 光 熱 費	○
	作 業 用 衣 料 費	○
	農業共済掛金	×
	減 価 償 却 費	×
	荷 造 運 費 手 数 料	△
	雇 人 費	▽
	利 子 割 引 料	×
	地 代・賃 借 料	△
	土 地 改 良 費	▽
	貸 倒 金	×
	雜 費	△
	小 計	
	農産物以外の期首棚卸高	
	期末	
	経 費 か ら 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用	
	計	
	差 引 金 額	
引当金等	貸 倒 引 当 金 繰 戻 し	×
	專 徒 者 給 与	×
	貸 倒 引 当 金 繰 入 れ	×
青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額		
青 色 申 告 特 別 控 除 額	×	
所 得 金 額		